



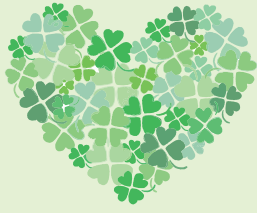
Welfare committee booklet

みんなが、その人らしく
地域で安心していきいきと。

福祉委員ブック

活動される方向け





福祉委員※は、地域福祉活動や福祉のまちづくりを支える地域のボランティアです。

誰かの「困った」を地域みんなで考え、解決に向けて行動することで、誰もがいきいきと暮らし続けることができる地域になります。そして、地域の変化や困りごとにいち早く気づくためには、福祉委員等の身近な地域で活動する方がとても大切な存在になります。

福祉委員は小地域福祉ネットワーク活動※を担う存在として地域ごとに様々な活動に取り組みます。

福祉委員が担う役割

福祉委員はさまざまな活動を通して、以下の役割を担っています。

♥ 地域の「いつもと違うな…」に気づく

その地域に住む人だからこそ、地域の現状をいち早くキャッチできます。地域住民や地域内の変化を察知し、早期に困りごとや心配ごと、SOSの発信に気づきます。また、新たなことに関心を持つことが活動の拡がりのきっかけになることがあります。



♥ 「心配かも…」の情報を共有する

日頃の活動の中で気づいた変化や心配ごとに関心を持ち、地区社協や町内会、民生委員児童委員、同じ福祉委員、専門機関などにつないでいきます。地域内で共有し、対応が必要なことについては、みんなで連携体制を考えます。

♥ 地域における福祉活動を実践する

見守り活動の実施やサロン活動の企画・協力、課題の解決のための話し合いの場に参加等を行います。「放っておけない」「お互いさま」の気持ちで、気兼ねなく思いやりの行動を行える立場となります。



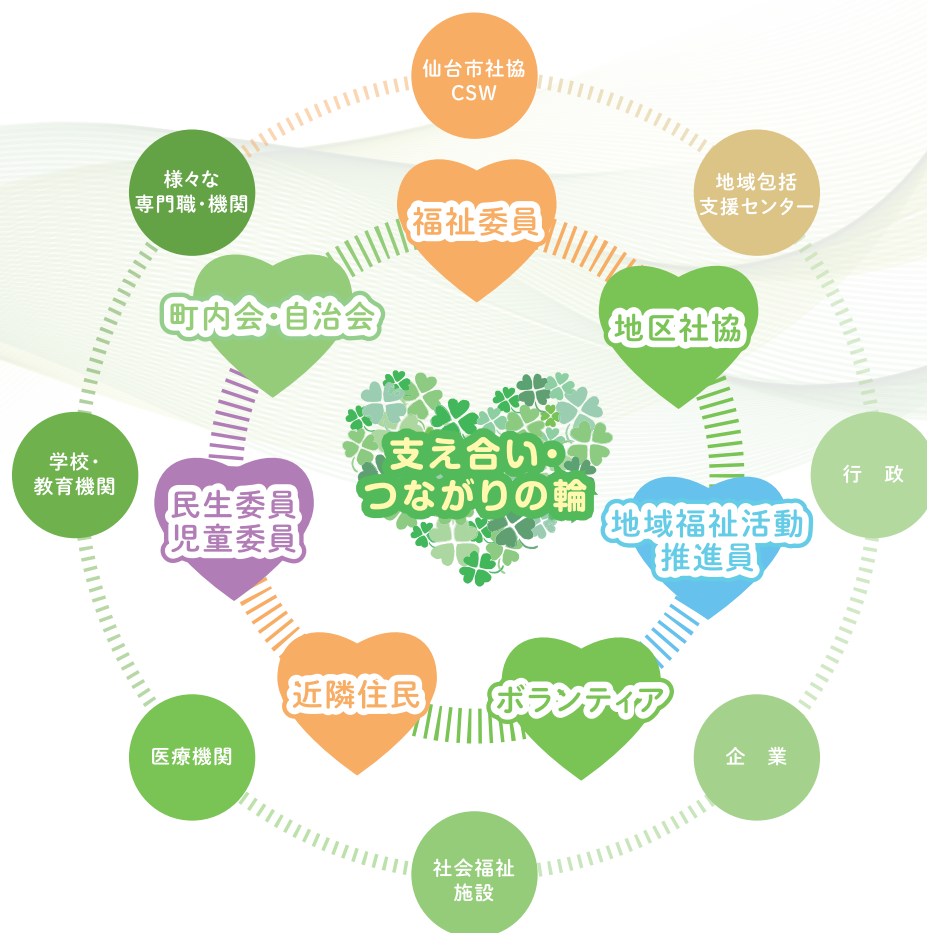
※福祉委員の呼称は「福祉ボランティア」「福祉協力員」など地域ごとに様々となっています。また、地域の活動体制に応じて、位置づけや活動内容も異なります。
※小地域福祉ネットワーク活動とは、地区社会福祉協議会(地区社協)が主体となり、地域の実情に応じて、町内会、民生委員児童委員、ボランティア等が連携・協力して地域の支え合いを進める活動です。

生活や福祉に関する情報を広める

地域で行っているサロン等の活動や、暮らしの情報を地域の皆さんに伝えていきます。また、活動を通して、福祉委員や地区社協の存在を広めていきます。



活動は1人ではなく、“みんな”で行います



民生委員児童委員との違い

民生委員児童委員は、民生委員法により厚生労働大臣の委嘱を受ける、「特別地方公務員」とされています。自身が暮らす地域周辺において、法律により定められた世帯数を受け持って、その受け持った地域住民の相談・支援にあたります。ボランティアな活動を行っていますが、行政との結びつきがあります。

一方で、福祉委員は、地区社会福祉協議会長の委嘱などによって、地域の支え合い活動を担います。受け持ち世帯数に定めはなく、「気になる人」に支援を行うことを重視し、活動圏域も地域の状況に応じて柔軟に取り決めできること、民生委員児童委員よりも多い人数を配置できること等の特徴があります。

地域を支える福祉委員と民生委員児童委員が連携することで、よりきめ細かい見守り・支援活動の展開を図ることが可能になります。



福祉委員の代表的な活動内容

見守り・声かけ活動

高齢者や障害者のいる世帯、若い子どもを抱えている世帯などに対して、日頃から気かけ、声かけや訪問などを行う活動です。生活の中の困りごとを早めに見つけて支援することで、状況の深刻化を未然に防ぐことを目的としています。

※小地域福祉ネットワーク活動においては、「安否確認活動」と表現しています。



サロン活動



サロンは、地域で支援する方・支援を受ける方、両方が一緒になり企画や運営を行う楽しい仲間づくりの場です。子育て家庭の支援や、高齢者を中心とした交流型、年齢等の枠を取り払ったものなど、さまざまな形があります。サロンに参加することで、「地域の交流」「仲間づくり」「気持ちのリフレッシュ」などの効果が期待できます。また、閉じこもりがちな生活を変えたり、孤独感・孤立感の解消効果もあり、高齢者にとっては介護予防にもつながります。

活動例

お茶のみ・地域カフェ・懇談会・福祉や健康など暮らしに役立つお話・料理・お菓子作り・手芸・絵手紙・カラオケ・合唱 など

日常生活支援活動

炊事や洗濯・掃除などの家事や、外出などが困難になっている世帯を支援する活動です。この活動はある程度技術を要する活動も含まれますので、専門職の意見を聞いたり、講座や研修を行ったりするなどして、技術を習得することも大切になります。なお、特に専門技術を要する場合は、無理をしないで専門職に任せることも必要です。



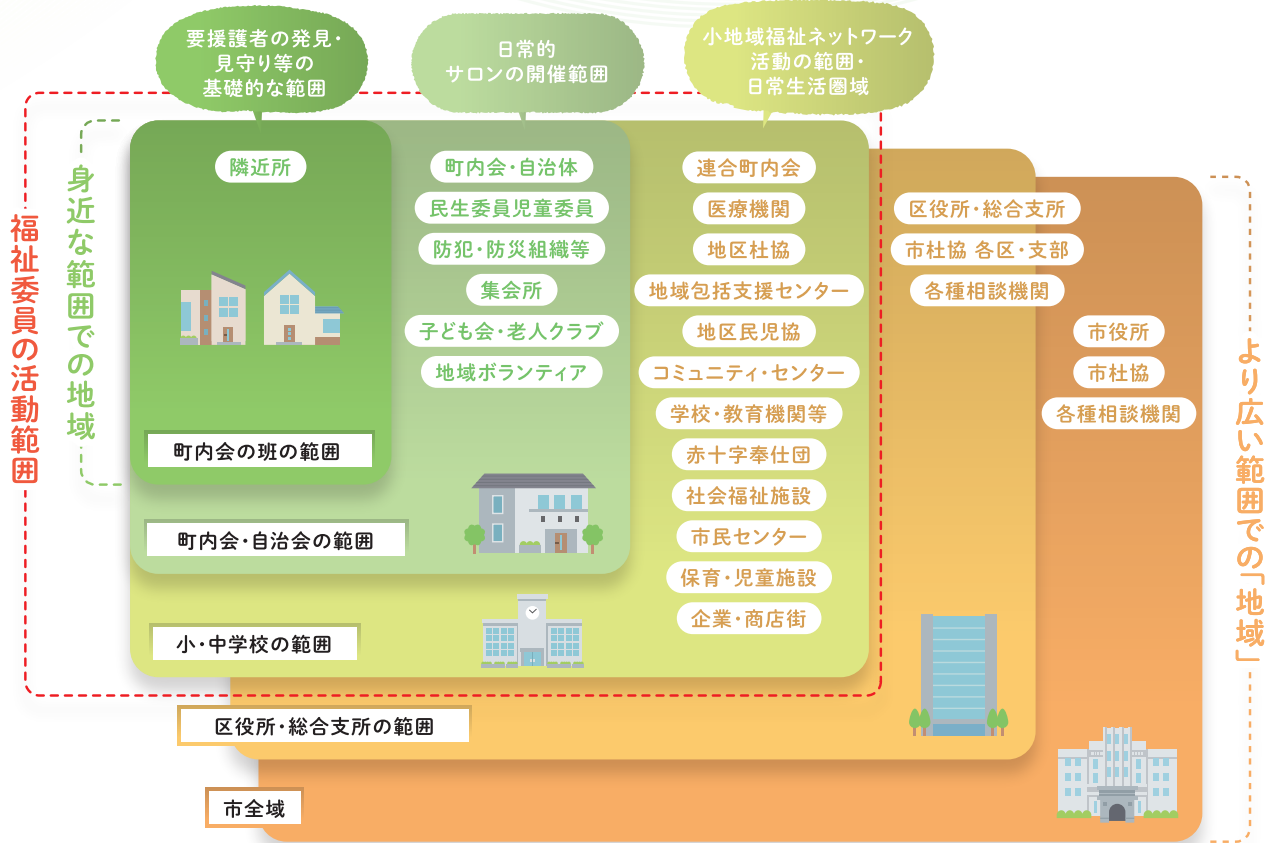
活動例

草取り・除雪・買物・ゴミ出し・食事作り・掃除・洗濯・布団干し・外出時の付添い(通院介助など)・電球交換・書類整理 など ※活動内容は地域ごとに異なります。





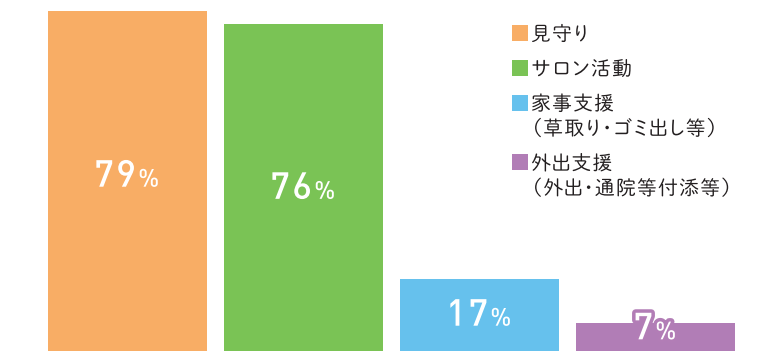
福祉委員の活動範囲



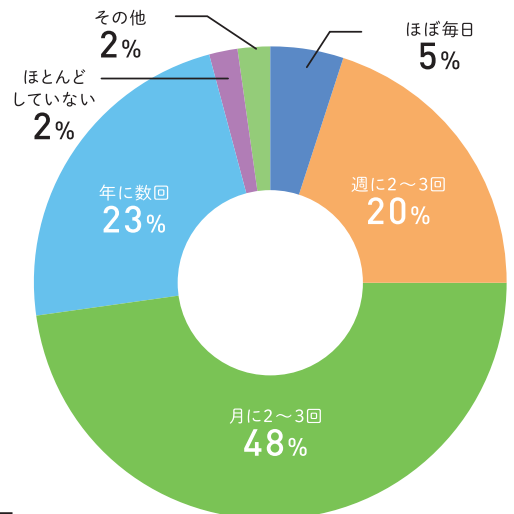
仙台市における福祉委員の活動内容と活動頻度の状況

※令和5年度データ

各活動を行っている福祉委員の割合[複数回答]



福祉委員の活動頻度の割合



より安心して、充実した活動を行うために



活動のポイント



無理せず、 できる範囲での活動を

- ご自身の生活の中で、無理のない範囲で活動しましょう。
- 生活リズムの中に取り入れることで、継続性が出てきます。



相手の声に耳を傾ける

- 相手の話を聴いて寄り添いましょう。聴いてくれる人がいることが安心につながります。
- 全てを手助けするのではなく、本人ができない部分の手助けをしましょう。
- 相手の立場に立ち、押し付けることなく、相手の思いを大切にしましょう。



日頃からの つながりを大切に

- 日頃からのつながりが、いち早く変化に気づくことにつながります。また、SOSを発信しやすい地域にできます。



1人で 抱え込まないように

- 活動の中で気づいた変化や課題は、1人で解決しようと思わなくて大丈夫です。みんなで情報を共有し、協力して活動することが大切です。



秘密は守ろう

- 活動の中で知った情報（プライバシー）は、口外しないようにしましょう。
- 情報収集は必要最低限とし、支援に必要な場合は、本人の了解を得て情報を共有しましょう。



活動を楽しむこと、 楽しめる活動を

- 福祉委員自身が楽しむことで、笑顔の輪が地域に広がっていきます。たくさんの仲間と共に地域づくりを楽しみましょう。



緊急事態がおこったら

- 活動中に緊急事態に遭遇した場合は、CSWや地域包括支援センター、区役所等の専門機関に連絡してください。急を要する場合は救急や警察に連絡するなどの対応も必要となります。
- あんしんカードを活用するなどして、あらかじめ訪問先の方の緊急連絡先を把握できるよう準備しておく方法もあります。
- 地域内で、緊急事態が起こった際の連絡体制を決めておくことも重要です。



保険のご案内

安心して活動を行うための保険です。

詳細については、下記連絡先までお問い合わせください。

	宮城県ボランティア活動総合補償制度		仙台市市民活動補償制度
	ボランティア活動保険	ボランティア・福祉活動行事保険	
特徴	活動中に損害賠償問題が生じた場合や、事故により活動者本人がケガをした場合の損害を補償する保険です。 ※福祉委員は地区社協で一括して加入している場合がございます。	サロンや行事を行う際に、行事参加者・行事主催者を被保険者(補償の対象者)として一括加入できる保険です。	市民が安心かつ自立して地域社会づくりに取り組めるよう、仙台市が実施・運営している制度です。
問合先	仙台市社協各区・支部事務所(下記連絡先)		お住まいの区の区役所・総合支所

お近くの社会福祉協議会はこちらです

青葉区事務所

〒980-0802 青葉区二日町4-3 仙台市役所二日町分庁舎1階
TEL.022(265)5260/FAX.022(265)5262

宮城野区事務所

〒983-0841 宮城野区原町3-5-20 メゾン坂下1階
TEL.022(256)3650/FAX.022(256)3679

太白区事務所

〒982-0012 太白区長町南3-1-30 南部アーチル1階
TEL.022(248)8188/FAX.022(248)1330

青葉区宮城支部事務所

〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂27-1 宮城社会福祉センター内
TEL.022(392)7868/FAX.022(392)7736

若林区事務所

〒984-0811 若林区保春院前丁3-1 若林区中央市民センター別棟1階
TEL.022(282)7971/FAX.022(282)7998

泉区事務所

〒981-3131 泉区七北田字道48-12 泉社会福祉センター内
TEL.022(372)1581/FAX.022(372)8969